

1. 教科書採択のしくみ

(1) 教科書の採択

数種類ある教科書の中から、学校で使用する教科書を決定することです。

教科書には、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、並びに高等学校特別支援学校等において使用される学校教育法附則第9条に規定する教科書がありますが、種目（教科書の教科ごとに分類された単位）ごとに数種類発行されているため、実際に学校で使用する教科書を決定する必要があります。この事務手続きを、教科書の採択といいます。

(2) 教科書の採択の権限

公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会にあります。

市町立の義務教育諸学校における採択は、採択地区ごとに行われます。採択地区内の市町は共同して種目ごとに同一の教科書を採択することになります。本地区は、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町の3市3町で「塩谷南那須採択地区」を構成しています。

(3) 教科書が使用されるまでの流れ

教科書発行者において編集された教科書が、検定、採択等の手続きを経て児童生徒に使用されるまでの流れは4年間のローテーションを原則としています。

1年目	2年目	3年目	4年目
著作・編集 (教科書発行者)	検定 (文部科学大臣)	採択 → 供給 (教育委員会) (教科書発行者)	使用 (児童生徒)